

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品・役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によること とした業務方法書又 は会計規定等の根 拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
平成30年度青写真焼 付けその他作業の単 価契約(関東甲信工 事局他)	契約担当役 関東甲信工事局長 竹津 英二 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	平成30年4月2日	①東京ドキュメントサー ビス(協) 東京都新宿区四谷3-3 ②(株)立業社 東京都港区虎ノ門2-7- 14	業務運営上複数の相 手方と契約を締結す る必要があるため公募を 行い、契約事務規程第 39条第1項第4号の規 定を適用し、決定した 最低価格をもって左記 の2者と随意契約を締 結したものである。	非公表	線路・停車場平面 図 80,000円/枚 外	—	—				
平成30年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 竹津 英二 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	平成30年4月1日	(独)都市再生機構 東京都新宿区西新宿6- 5-8	入居中宿舎の継続であ り、左記の者以外では 契約の目的が達成はで きないため、契約事務 規程第38条第1項第1 号エの規定を適用し、 随意契約を締結したも のである。	非公表	3,016,372						
平成30年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 竹津 英二 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	平成30年4月1日	住友林業レジデンシャル (株) 神奈川県横浜市西区北 幸1-11-15	入居中宿舎の継続であ り、左記の者以外では 契約の目的が達成はで きないため、契約事務 規程第38条第1項第1 号エの規定を適用し、 随意契約を締結したも のである。	非公表	440,000						
平成30年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 竹津 英二 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	平成30年4月1日	(株)レオパレス21 東京都中野区本町2- 54-11	入居中宿舎の継続であ り、左記の者以外では 契約の目的が達成はで きないため、契約事務 規程第38条第1項第1 号エの規定を適用し、 随意契約を締結したも のである。	非公表	4,791,066						
平成30年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 竹津 英二 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	平成30年4月1日	(株)共立メンテナンス 東京都千代田区外神田 2丁目18番8号	入居中宿舎の継続であ り、左記の者以外では 契約の目的が達成はで きないため、契約事務 規程第38条第1項第1 号エの規定を適用し、 随意契約を締結したも のである。	非公表	1,989,400						

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によること とした業務方法書又 は会計規定等の根 拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
平成30年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 竹津 英二 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	平成30年4月1日	個人	入居中宿舎の継続であ り、左記の者以外では 契約の目的が達成はで きないため、契約事務 規程第38条第1項第1 号エの規定を適用し、 随意契約を締結したも のである。	非公表	441,680						
関東甲信工事局事務 室の賃貸借契約の継 続	契約担当役 関東甲信工事局長 竹津 英二 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	平成30年4月2日	株式会社金子第一ビル 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-6-23	入居中の事務所の継 続契約であり、本契約 者以外の者では契約の 目的を達成することが できないため左記の者 と随意契約した。	非公表	77,867,844	—	—				
関東甲信工事局名古 屋市在勤事務所の賃 借契約の継続	契約担当役 関東甲信工事局長 竹津 英二 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	平成30年4月2日	三菱UFJ信託銀行株式 会社 東京都千代田区永田町 2-11-1	入居中の事務所の継 続契約であり、本契約 者以外の者では契約の 目的を達成することが できないため左記の者 と随意契約した。	非公表	13,862,532	—	—				
電気料金	契約担当役 関東甲信工事局長 竹津 英二 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	平成30年4月2日	金子ビルサービス株式 会社 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-6-23	事務所ビル所有者との 事務所賃貸借契約によ り、ビル所有者以外と の契約を許さないた め。(機構契約事務規 程第38条第1号エ)	非公表	6,236,000	—	—				
電気料金	契約担当役 関東甲信工事局長 竹津 英二 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	平成30年4月2日	株式会社サーティー フォー 神奈川県相模原市緑区 橋本1-14-3	事務所ビル所有者との 事務所賃貸借契約によ り、ビル所有者以外と の契約を許さないた め。(機構契約事務規 程第38条第1号エ)	非公表	1,600,000	—	—				

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によること とした業務方法書又 は会計規定等の根 拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
電気料金	契約担当役 関東甲信工事局長 竹津 英二 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	平成30年4月2日	中部電力株式会社 愛知県名古屋市中区東 新町1番地	電気通信事業法に規 定する電気通信事業者 から供給を受ける長期 の継続的供給契約であ るため。(機構契約事務 規程第38条第1項第1 号ウ)	非公表	1,690,000	—	—				
関東甲信工事局の清 掃委託契約の継続	契約担当役 関東甲信工事局長 竹津 英二 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	平成30年4月2日	金子ビルサービス株式 会社 神奈川県横浜市港北区 新横浜2-6-23	事務所ビル所有者との 事務所賃貸借契約によ り、特定の者以外との 契約を許さないため。 (機構契約事務規程第 38条第1項第1号エ)	非公表	6,200,388	—	—				
関東甲信工事局名古 屋市在勤事務所の清 掃委託契約の継続	契約担当役 関東甲信工事局長 竹津 英二 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	平成30年4月2日	株式会社ザイマックスア ルファ 東京都中央区築地1- 13-10	事務所ビル所有者との 事務所賃貸借契約によ り、特定の者以外との 契約を許さないため。 (機構契約事務規程第 38条第1項第1号エ)	非公表	1,388,712	—	—				
平成30年度ネットワ ーク回線使用料	契約担当役 関東甲信工事局長 竹津 英二 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	平成30年4月2日	ソフトバンク株式会社 東京都渋谷区代々木2- 2-2	左記のもの以外では契 約の目的を達成するこ とができないことから、 契約事務規程第38条 第1項第1号エの規定を 適用し、随意契約を締 結したものである。	非公表	12,461,280	—	—				
電話料金	契約担当役 関東甲信工事局長 竹津 英二 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	平成30年4月2日	東日本電信電話株式會 社 東京都新宿区西新宿3- 19-2	電気通信事業法に規 定する電気通信事業者 から供給を受ける長期 の継続的供給契約であ るため(機構契約事務 規程第38条第1号ウ)	非公表	1,960,000	—	—				

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品・役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によること とした業務方法書又 は会計規定等の根 拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
相模原鉄道建設所の 事務所賃借契約の継 続	契約担当役 関東甲信工事局長 竹津 英二 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	平成30年4月2日	株式会社サーティー フォー 神奈川県相模原市緑区 橋本1-14-3	入居中の事務所の継 続契約であり、本契約 者以外の者では契約の 目的を達成することが できないため左記の者 と随意契約した。	非公表	8,918,400	—	—				
中津川鉄道建設所用 地の賃借料	契約担当役 関東甲信工事局長 竹津 英二 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	平成30年4月2日	個人	入居中の事務所の継 続契約であり、本契約 者以外の者では契約の 目的を達成することが できないため左記の者 と随意契約した。	非公表	1,905,840	—	—				
借上げ自動車利用料	契約担当役 関東甲信工事局長 竹津 英二 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	平成30年4月2日	京都交通信販株式会社 京都府京都市右京区西 極浜ノ本町70番地	左記業者を特定者とし て公募手続きを行った ところ、要件を満たす参 加希望者がなく左記業 者が本業務の唯一の 契約相手方であること が確認されたことから、 契約事務規程第38条 第1項第1号エの規定を 適用し、随意契約を締 結したものである。	非公表	1,238,000	—	—				
平成30年度複合機利 用料	契約担当役 関東甲信工事局長 竹津 英二 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	平成30年4月2日	富士ゼロックス(株) 東京都港区六本木3-1- 1	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結し たものである。	非公表	4,650,000	—	—				
平成30年度ETCカー ド使用料	契約担当役 関東甲信工事局長 竹津 英二 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	平成30年4月2日	(株)ジェーシービー 東京都港区南青山5-1- 22	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結し たものである。	非公表	2,940,000	—	—				

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品・役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によること とした業務方法書又 は会計規定等の根 拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
甲府連絡所の事務所 賃借料	契約担当役 関東甲信工事局長 竹津 英二 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	平成30年4月2日	株式会社鈴木 山梨県甲府市丸の内2- 12-1	必要条件を満たす物件 の調査を行った結果、 立地上及び経済上最も 条件の良い物件であ り、契約の相手方が特 定されるため。	非公表	2,712,000	—	—				
飯田鉄道建設所事務 所の賃貸借契約の継 続	契約担当役 関東甲信工事局長 竹津 英二 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	平成30年4月2日	藤井興業株式会社 長野県飯田市上郷黒田 3881	左記のもの以外では契 約の目的を達成する ことができないこと から、契約事務規程 第38条第1項第1号 工の規定を適用し、 随意契約を締結した ものである。	非公表	3,952,800	—	—				
レンタカー利用料	契約担当役 関東甲信工事局長 竹津 英二 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	平成30年4月2日	株式会社トヨタレンタ リース名古屋 名古屋市熱田区金山町 1-3-3	左記のもの以外では契 約の目的を達成する ことができないこと から、契約事務規程 第38条第1項第1号 工の規定を適用し、 随意契約を締結した ものである。	非公表	1,820,000	—	—				
法律相談契約	契約担当役 関東甲信工事局長 竹津 英二 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	平成30年4月2日	個人	左記のもの以外では契 約の目的を達成する ことができないこと から、契約事務規程 第38条第1項第1号 工の規定を適用し、 随意契約を締結した ものである。	非公表	1,296,000	—	—				
平成30年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 竹津 英二 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	平成30年5月31日	個人	入居中宿舎の継続であ り、左記の者以外では 契約の目的が達成は できないため、契約 事務規程第38条第1 項第1号工の規定を 適用し、随意契約を 締結したものである。	非公表	384,300		—				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。